

※必ずご覧ください。

入札に参加する事業者の皆様へ

### 特定業務委託契約に係る留意点

特定業務委託契約に該当しますので、①対象労働者への条例で定める基準額以上の支払い、②台帳の提出及び労働者への周知、③労働者からの申し出への対応等が契約に含まれます。詳細については、別紙資料を確認ください。

## 受注者の皆様 へ

本案件は、川崎市契約条例第7条第1項に規定する特定業務委託契約に該当します。受注者は、その契約に係る作業に従事する労働者（以下「対象労働者」といいます。）に支払われる賃金等（以下「作業報酬」といいます。）について、条例で定める基準額以上支払われるようにしなければなりません。作業報酬に関する規定は、本市と受注者お互いが順守する契約事項として、契約約款に係る事項を記載してありますので、必ず確認してください。

契約約款には、次の事項が記載されています（※内容については、約款を必ず確認して下さい。）。

### 1 台帳の作成・提出

対象労働者の台帳を随時作成し、市に提出します。台帳には、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額等を記載します。台帳を作成する際は、予め対象労働者から台帳に登載することの同意を得てください。下請事業者、派遣事業者に雇用される対象労働者の台帳についても受注者が台帳の作成に責任を持ちます。台帳の作成は、会社の賃金支払い期間に準じて作成します。

※ 台帳の様式は、『「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引き』（以下「手引き」という。）の第1号様式となります。手引きは、川崎市契約課のホームページ「入札情報かわさき」に様式があります。

※ 台帳の提出期限は、手引きの方法により提出してください。

### 2 労働者への周知

受注者は、対象労働者に次の事項を周知してください。

- (1) 条例の対象となる労働者の範囲
- (2) 作業報酬下限額
- (3) 条例に関する対象労働者が行う申出先
- (4) 受注者は、申出を理由として不利益な取扱いをしてはならないこと

周知の方法は、事業場の見やすい場所にポスター等を掲示して周知するか、チラシ等を配布することで周知します。

※ 周知のための様式例は、手引きの「周知様式例（様式例1）」を参照してください。

### 3 対象労働者への対応

対象労働者は、受注者又は川崎市に条例の履行状況の確認等のために、その旨の申出をすることができます。申出は文書で行います。

受注者は、申出をしたことを理由として対象労働者を解雇する等の不利益な取扱いをしてはなりません。また、申出があった場合には誠実に対応するようにしてください。

### 4 作業報酬の支払い

受注者は、対象労働者に支払われる作業報酬（賃金・請負代金）が、市長が定める作業報酬下限額に労働時間とする時間数を乗じた額で算出される「基準額」を下回らないようにしてください。

対象労働者には、受注者が雇用する労働者だけでなく、下請事業者・派遣業者が雇用する労働者、工事におけるいわゆる「一人親方」も含まれますので、注意してください。

- ※ 作業報酬とは、賃金又は請負代金のうち規則等で定めるものをいいます。具体的には、基本給の部分だけでなく、各種手当で該当するものが含まれます。
- ※ 対象労働者の範囲、作業報酬、作業報酬下限額、基準額、比較の仕方など、支払いの制度に関する詳細については「手引き」を御覧ください。

## 5 履行状況の確認

市は、対象労働者からの申出があった場合や必要に応じて、受注者に対し作業報酬に関する規定の履行状況の調査をすることができます。その調査の結果、違反がある場合には是正措置を求め、もし受注者が調査に協力しない場合や是正措置を講じない場合には、契約不履行として契約の解除をすることができます。さらに、契約解除に伴う違約金の請求があります。その他、指名停止の措置をとることができます。

手引きのほか、各種様式例については、川崎市財政局契約課のホームページ「入札情報かわさき」に掲載してあります。

この契約における特定契約制度に関する問合せは、病院局契約担当または財政局契約課までお願いします。

### 川崎市病院局経営企画室契約担当

契約担当 電話 044-200-3857

担当者メールアドレス：[83keiyaku@city.kawasaki.jp](mailto:83keiyaku@city.kawasaki.jp)（能勢）

住所：郵便番号 210-0006 川崎市川崎区砂子 1-8-9

### 川崎市財政局資産管理部契約課

調整係 電話 044-200-2090

委託契約係（業務委託） 電話 044-200-2097

土木契約係（土木契約） 電話 044-200-2099 (2098)

建築契約係（建築契約） 電話 044-200-2101 (2100)

物品契約係（物品契約） 電話 044-200-2093 (2092・2091)

メールアドレス：[23keiyak@city.kawasaki.jp](mailto:23keiyak@city.kawasaki.jp)

住所：郵便番号 210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地